1,501―	2,000	142,723	31,970	27,831	18,982	18,126	2,141	1,285	5,127	4,624	4,196	2,689
2,001―	3,000	183,663	41,141	35,814	24,427	23,325	2,755	1,653	6,599	5,950	5,400	3,459
3,001―	4,000	228,128	51,101	44,485	30,341	28,972	3,422	2,053	8,197	7,390	6,707	4,297
4,001―	6,000	292,497	65,519	57,037	38,902	37,147	4,387	2,632	10,511	9,476	8,600	5,509
6,001―	9,000	411,001	92,064	80,145	54,663	52,197	6,165	3,699	14,768	13,316	12,084	7,741
9,001―	12,000	564,720	126,497	110,120	75,108	71,719	8,471	5,082	20,293	18,297	16,605	10,637
12,001―	15,000	726,597	162,758	141,686	96,637	92,278	10,899	6,539	26,109	23,541	21,364	13,686
15,001―	25,000	822,448	184,228	160,377	109,386	104,451	12,337	7,402	29,524	26,620	24,159	15,476
		円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに
		9,365	2,098	1,826	1,246	1,189	140	84	336	303	275	175
		円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額
25,001―	70,000	1,290,748	289,128	251,696	171,669	163,925	19,361	11,617	46,381	41,821	37,953	24,313
		円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに
		9,386	2,102	1,830	1,248	1,192	141	84	337	303	275	176
		円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額
70,001―	180,000	3,791,215	849,232	739,287	504,232	481,484	56,868	34,121	136,206	122,810	111,444	71,388
		円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに
		8,843	1,981	1,724	1,176	1,123	133	80	317	286	259	167
		円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額
180,001人以上		2,305,219	516,369	449,518	306,594	292,763	34,578	20,747	82,801	74,662	67,751	43,397

備考１．第２号被保険者数の欄は、当該年度における平均第２号被保険者数の区分をいうこと。

２．当該年度における平均第２号被保険者数は、前年度の１月から当該年度の12月までの各月末における第２号被保険者数の合計数を前年度の１月から当該年度の12月までの間の事業を行った月数で除して得た数とすること。この場合において、その算定した数に小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとすること。

３．地域差加算額の欄の地域手当の区分は、一般職の職員の給与に関する法律第11条の３第３項による地域手当の支給地域の区分をいうこと。

４．寒冷地加算額の欄の級地の区分は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律による寒冷地手当の支給地域の区分をいうこと。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十四年度の予算に係る補助金等から適用する。

○厚生労働省令第四十号

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第四百三十号）の一部の施行に伴い、及び国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の七第二項から第四項までの規定に基づき、国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日　　厚生労働大臣　田村　憲久

国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令

国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の九の見出し中「、第六号ただし書」を削り、同条第三項を削る。

第三十二条の九の二の見出し中「、第五号ただし書」を削り、同条第三項を削る。

第三十二条の十の見出し中「、第五号ただし書」を削り、同条第三項を削る。

附則第八条の表第三十二条の九第三項の項及び第三十二条の九の二第三項の項を削る。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十一号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第四条第二項の規定に基づき、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日　　厚生労働大臣　田村　憲久

国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号イ中「四万六千六百八円十七銭」を「四万九千三百二十九円三十九銭」に、「0.3940」を「0.4120」に、「883円68銭」を「15円46銭」に改め、同号ロ中「〇・〇九三二二二」に、「0.000000735」を「0.000000745」に、「0.008506」を「0.008140」に改め、同項第二号イ中「九千二百九十八円九十九銭」を「一万三百五十九円二十四銭」に改め、同号ロ中「〇・〇二